

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、都市計画が変更された田町駅東口地区地区計画及び品川駅西口地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるものです。

【各地区の街づくりの概要】

①田町駅東口地区

本地区は、J R田町駅や都営地下鉄三田駅に近接する交通利便性が高い立地特性を有しています。駅東西と周辺市街地へのアクセス性を向上させる歩行者ネットワークの形成、産官学連携拠点の形成等により、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図り、にぎわいある複合市街地の形成を目指しています。

②品川駅西口地区

本地区は、品川駅の西側に位置し、変化に富んだ地形や緑、大街区での土地利用がなされてきた地区であり、本地区周辺では、環状第4号線等の整備事業が行われています。多様な都市機能の導入と緑豊かな空間の調和の取れた複合市街地を形成するまちづくりが進められています。

【条例改正の内容】

①田町駅東口地区地区計画の都市計画の変更

- ・地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
- ・計画地区「複合開発地区」の名称を「A街区」に改めるとともに、新たに「B街区」、「C街区」及び「D街区」を加えます
- ・計画地区の区域に建築してはいけない建築物、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の壁面の位置、建築物の高さの最高限度及び建築物の建築の限界の制限を定めます。

②品川駅西口地区地区計画の都市計画の変更

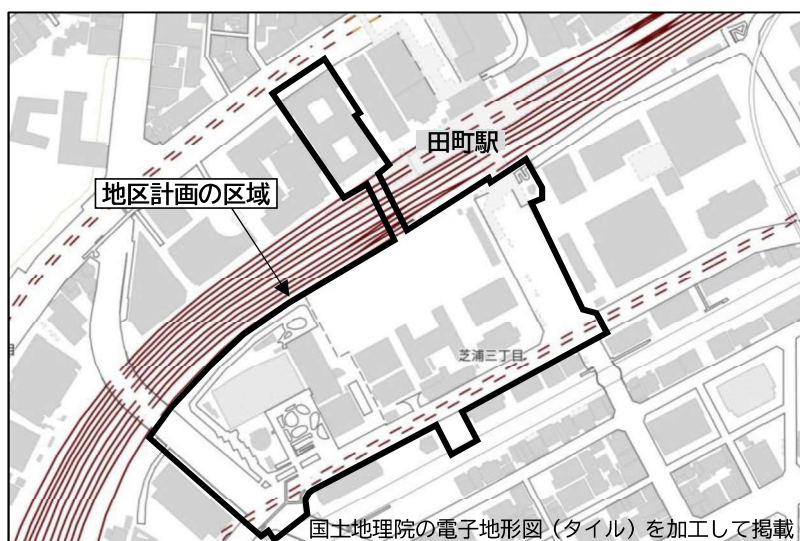
- ・地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
- ・計画地区「B地区」を細分化するとともに、新たに「D地区」を加えます。
- ・計画地区の区域に建築してはいけない建築物、建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置、建築物の高さの最高限度及び建築物の建築の限界の制限を定めます。

【施行期日】

公布の日

【位置図】

①田町駅東口地区



②品川駅西口地区

